

国有林野の活用に関する基本的事項の公表について

〔 昭和46年 8 月20日 〕
〔 農 林 大 臣 〕

〔最終改正〕 令和 6 年 4 月 1 日

国有林野の活用に関する法律第 4 条の規定により国有林野の活用に関する基本的事項を次のとおり定めたので、同条の規定により公表する。

国有林野の活用に関する基本的事項

第 1 国有林野の活用の推進のための方針

1 国有林野の活用の方針

国有林野の活用に関する法律（昭和46年法律第108号。以下「法」という。）に基づく国有林野の活用は、国有林野の所在する地域における農林業の構造改善その他産業の振興または住民の福祉の向上に資するため、国有林野の管理および経営の事業の適切な運営の確保に必要な考慮を払いつつ、当該国有林野の位置その他の自然的経済的諸条件、当該国有林野の所在する地域の経済的または社会的実情、当該地域の住民の意向等を考慮して適正かつ円滑に行なうものとする。

2 国有林野の活用の対象事業、相手方及び方法

(1) 農業構造の改善等のための国有林野の活用

法第 3 条第 1 項第 1 号に掲げる国有林野の活用（以下「農業構造の改善等のための国有林野の活用」という。）の対象事業、相手方及び方法は、次のとおりとする。

イ 対象事業

(イ) 農業構造の改善の計画的推進または農業生産の選択的拡大の促進のための農用地の造成の事業で、国もしくは都道府県がその費用の一部を負担し、もしくは補助するものまたは株式会社日本政策金融公庫もしくは沖縄振興開発金融公庫から当該事業に必要な資金を利率年 3. 5 パーセントの貸付条件で借り受けて行なうもの

(ロ) 果樹農業振興特別措置法（昭和36年法律第15号）第 4 条の認定を受けた果樹園経営計画に基づいて行なう農用地の造成の事業

ロ 相手方

農業を営む個人、農地法（昭和27年法律第229号）第 2 条第 3 項に規定する農地所有適格法人（以下「農地所有適格法人」という。）、農業協同組合、農業協同組合連合会、地方公共団体、農地法施行令（昭和27年政令第445号）第 2 条第 2 項第 3 号に規定する法人（いわゆる畜産公社）、農事組合法人（農地所有適格法人であるものを除く。以下同じ。）、土地改良区、土地改良区連合及び農業に係る共同利用施設の設置の事業を行う農業者の組織する法人でない団体（その構成員は、全て、その活用を受けようとする国有林野の所在する地域の市町村の区域内に住所を有する農業を営む個人又は農地所有適格法人であり、かつ、その持分を構成員以外の者に譲渡してはならない旨を定めている規約を有しているものに限る。）

ハ 方法

相手方の希望に応じ、貸付け、売払い（所属替をして売り払う場合を含む。）等

の方法

ただし、次に掲げる場合には、それぞれに掲げる方法とする。

(イ) 共同利用の草地の造成の事業の用に供することを目的とする国有林野の活用の場合

原則として貸付けの方法

(ロ) 国有林野の活用により造成される農用地が国有林野内に点在することとなる場合、市街地化の傾向が見込まれる区域の内にある国有林野に係る国有林野の活用の場合その他国有林野の管理経営上売り払うことを相当としない国有林野に係る国有林野の活用の場合

貸付けの方法

(2) 代替地のための国有林野の活用

法第3条第1項第2号に掲げる国有林野の活用（以下「代替地のための国有林野の活用」という。）の対象となる場合、相手方及び方法は、次のとおりとする。

イ 対象となる場合

林業経営の用に供していた土地を(1)のイの事業の用に供するため譲渡した場合において、当該土地に代わる土地につき引き続き林業経営を行なおうとする場合

ロ 相手方

当該譲渡をした者で、次の要件をすべて満たすもの

(イ) その者の当該譲渡時の林業経営が、主として家族労働力に依存して行なうことができる程度の規模のものであると認められること。

(ロ) 当該譲渡によりその者の林業経営に支障が生ずると認められること。

(ハ) その者が活用を受けようとする国有林野の所在する地域の市町村の区域内に住所を有していること。

(ニ) その者が当該事業により造成される農用地をもつばら利用することとならないと認められること。

(ホ) 当該譲渡を受けた者が団体である場合にあつては、当該譲渡をした者及びその者の家族が当該団体の主たる構成員または出資者となっていないこと。

ハ 方法

分収造林契約の締結の方法

ただし、活用する国有林野が孤立した小団地である場合等には、売払い等の方法によることができる。

(3) 林業構造の改善のための国有林野の活用

法第3条第1項第3号に掲げる国有林野の活用（以下「林業構造の改善のための国有林野の活用」という。）の対象事業、相手方及び方法は、次のとおりとする。

イ 対象事業

林業構造の改善に関し必要な事業を総合的、かつ、計画的に実施するための具体的な計画に基づき行なう次に掲げる事業で、国または都道府県がその費用の一部を補助するもの

(イ) 小規模林業経営の規模の拡大の事業

(ロ) 林道の開設の事業

(ハ) 林業施設の導入の事業

ロ 相手方

小規模林業経営を行なう者が主たる構成員となつている次に掲げる団体で、その構成員の8割以上がその活用を受けようとする国有林野の所在する地域の市町

村内に森林を保有しており、かつ、住所を有しているもの

(イ) イの(イ)の事業の用に供することを目的とする国有林野の活用の場合にあつては、農事組合法人、生産森林組合または小規模林業経営を行なう者の組織する団体（その構成員はその持分を構成員以外の者に譲渡してはならない旨を定めている規約を有しているものに限る。）

(ロ) イの(ロ)又は(ハ)の事業の用に供することを目的とする国有林野の活用の場合にあつては、森林組合、生産森林組合、農業協同組合又は小規模林業経営を行なう者の組織する団体（その構成員はその持分を構成員以外の者に譲渡してはならない旨を定めている規約を有しているものに限る。）

ハ 方法

(イ) イの(イ)の事業の用に供することを目的とする国有林野の活用の場合にあつては、分収造林契約の締結の方法

ただし、活用する国有林野が孤立した小団地である場合等には売払い等の方法によることができる。

(ロ) イの(ロ)または(ハ)の事業の用に供することを目的とする国有林野の活用の場合にあつては、原則として貸付けの方法

(4) 造林および保育、家畜の放牧等のための国有林野の活用

法第3条第1項第4号に掲げる国有林野の活用（以下「造林および保育、家畜の放牧等のための国有林野の活用」という。）の対象事業、相手方および方法は、次のとおりとする。

イ 対象事業

(イ) 国有林野の所在する地域の市町村の住民又は当該市町村内の一定の区域に住所を有する者が共同して行う分収造林契約による造林及び保育

(ロ) 国有林野の所在する地域の市町村の住民又は当該市町村内の一定の区域に住所を有する者が共同して行なう共用林野の設定又は使用による家畜の放牧又は養畜の業務のための採草

ロ 相手方

(イ) イの(イ)の事業の用に供することを目的とする国有林野の活用の場合にあつては、当該造林及び保育を行う者が組織する団体（その構成員はその持分を構成員以外の者に譲渡してはならない旨を定めている規約を有しているものに限る。）

(ロ) イの(ロ)の事業の用に供することを目的とする国有林野の活用の場合にあつては、当該家畜の放牧又は養畜の業務のための採草を行なう農業を営む者若しくはこれらの者が組織する団体（その構成員はその持分を構成員以外の者に譲渡してはならない旨を定めている規約を有しているものに限る。）又は当該市町村

ハ 方法

(イ) イの(イ)の事業の用に供することを目的とする国有林野の活用の場合にあつては、分収造林契約の締結の方法

(ロ) イの(ロ)の事業の用に供することを目的とする国有林野の活用の場合にあつては、共用林野契約又は使用の契約の締結の方法

(5) 公用、公共用施設等のための国有林野の活用

法第3条第1項第5号の国有林野の活用（以下「公用、公共用施設等のための国有林野の活用」という。）の対象事業、相手方及び方法は次のとおりとする。

イ 対象事業

国有林野の所在する地域の産業の振興または住民の福祉の向上のために必要な事業で、公用、公共用または公益事業の用に供する施設に関するもの

ロ 相手方

イの事業を行なう者

ハ 方法

貸付け、使用、売払い、所管換等の方法

(6) 公衆の保健のための国有林野の活用

法第3条第1項第6号の国有林野の活用（以下「公衆の保健のための国有林野の活用」という。）の対象事業、相手方及び方法は、次のとおりとする。

イ 対象事業

国有林野の所在する地域の産業の振興又は住民の福祉の向上のために必要な事業で、国有林野の管理経営に関する法律（昭和26年法律第246号）第6条の2第1項の計画に基づく公衆の保健の用に供する施設に関するもの

ロ 相手方

イの事業を行う者

ハ 方法

貸付け及び使用の方法

(7) 山村振興のための国有林野の活用

法第3条第1項第7号の国有林野の活用（以下「山村振興のための国有林野の活用」という。）の対象事業、相手方及び方法は、次のとおりとする。

イ 対象事業

国有林野の所在する地域の産業の振興または住民の福祉の向上のために必要な事業で山村振興計画に基づくもの

ロ 相手方

農事組合法人、農地所有適格法人、農業協同組合、農業協同組合連合会、土地改良区、土地改良区連合、生産森林組合、森林組合、森林組合連合会、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、地方公共団体、その他農林水産大臣が適当であると認める者

ハ 方法

貸付け、使用、売払い、所管換等の方法

第2 国有林野の活用の適地の選定方法

1 国有林野の活用の適地選定基準

国有林野の活用の適地は、(1)、(2)および(3)の基準に基づいて選定するものとする。

(1) 国有林野の活用の適地は、国有林野の管理及び経営の事業の適切な運営の確保に必要な考慮を払いつつ、選定するものとし、少なくとも次に掲げる国有林野（公用、公共用施設等のための国有林野の活用、公衆の保健のための国有林野の活用及び山村振興のための国有林野の活用の場合にあつては、イ、ロ及びハに掲げる国有林野）は、国有林野の活用の対象地として選定しないものとする。

ただし、当該活用に係る土地の利用形態、当該国有林野の有する機能、法令の規定による制限の解除等の見通し、国有林野の所在する地域の経済的又は社会的実情等を考慮して、森林管理局長が活用の対象地として選定することをやむをえないものと認める場合には、この限りでないものとする。

イ 国土の保全、自然の保護その他公益的機能を有する次に掲げる国有林野

- (イ) 保安林（森林法（昭和26年法律第249号）第25条第1項の規定により指定された保安林をいう。）及びその見込地並びに保安施設地区（森林法第41条第1項又は第2項の規定により指定された保安施設地区をいう。）
 - (ロ) 自然公園（自然公園法（昭和32年法律第161号）第5条第1項若しくは第2項又は第72条の規定により指定された自然公園をいう。以下同じ。）の特別地域（自然公園法第20条第1項の規定により、又は同法第73条第1項の規定に基づき条例の定めるところにより指定された特別地域をいう。以下同じ。）及び自然公園の見込地の区域の内の国有林野、史跡名勝天然記念物（文化財保護法（昭和25年法律第214号）第109条第1項の規定により指定された史跡名勝天然記念物をいう。）及びその仮指定地（文化財保護法第110条第1項の規定により仮指定されたものをいう。）の区域の内の国有林野並びに鳥獣保護区（鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第1項の規定により指定された鳥獣保護区をいう。）及びその見込地の区域の内の国有林野
 - (ハ) 歴史的風土保存区域（古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法（昭和41年法律第1号）第4条第1項の規定により指定された歴史的風土保存区域をいう。）及び首都圏の近郊緑地保全区域（首都圏近郊緑地保全法（昭和41年法律第101号）第3条第1項の規定により指定された近郊緑地保全区域をいう。）その他これに準ずる都市近郊の緑地の保全区域で法令に基づき指定されたものの区域の内の国有林野
 - (ニ) (イ)から(ハ)の国有林野に準ずる国有林野
 - ロ 利用期に達しない人工林及びこれに準ずる天然林である国有林野
 - ハ 苗畑、林道、貯木場等国有林野事業に直接必要な施設の敷地である国有林野その他これに準ずる国有林野
 - ニ 国、地方公共団体等の具体的な計画に照らして、その土地が近く、住宅地、工場、道路、鉄道その他各種施設の用地として利用されることが確実と見込まれる地域の中の国有林野
- (2) 国有林野の活用の適地は、次の条件を備えているものにつき選定するものとする。
- イ 農業構造の改善等のための国有林野の活用
 - 農用地として造成するために活用する国有林野は、次の条件を備えているものでなければならない。
 - ただし、当該国有林野が農用地の造成の事業の実施上欠くことができないものであり、かつ、農林水産大臣が、当該土地の経済環境、当該国有林野の所在する地域の農業者の農用地の保有及び利用状況その他の事情を勘案して、やむをえないものと認める場合は、この限りでない。
 - (イ) 気温
 - a 北海道その他の寒冷地帯において主畜農業を行なうためにする国有林野の活用の場合にあつては、月平均気温が摂氏10度以上である月が年間4箇月以上あること。
 - b aに規定する国有林野の活用以外の国有林野の活用の場合にあつては、5月から9月までの月平均気温の平均が摂氏13度以上であること。
 - c 樹園地の造成の事業の用に供することを目的とする国有林野の活用の場合にあつては、aおよびbにかかわらず、果樹農業振興特別措置法第2条第1項の規定に基づき定められた果樹農業振興基本方針の第2に定める気温に係る基準に適合すること。

(ロ) 土地の性質

a 傾斜

(a) 普通畑として造成するために活用する国有林野については、15度以下であること。

(b) 草地として造成するために活用する国有林野については、20度以下であること。ただし、その位置、気候、地勢、地質、土壌等からみて民有林野または20度以下の国有林野について行なわれる草地の造成と一体的に草地の造成をすることが適当であると認められる国有林野については、25度以下であること。

(c) 樹園地として造成するために活用する国有林野については、30度以下であること。ただし、その位置、気候、地勢、地質、土壌等からみて民有林野または30度以下の国有林野について行なわれる樹園地の造成と一体的に樹園地の造成をすることが適当であると認められる国有林野については、35度以下であること。

b 礫

農用地としての利用上支障となるおそれがある礫が30パーセント以下であること。

c 土層

普通畑として造成するために活用する国有林野については、40センチメートル以上、草地として造成するために活用する国有林野については、30センチメートル以上、樹園地として造成するために活用する国有林野については、50センチメートル以上であること。

d 土性

砂土および高位泥炭土以外の土性であること。

ロ 代替地のための国有林野の活用および林業構造の改善のための国有林野の活用
林地として活用する国有林野は、土地の性質等が人工林に適するものでなければならない。

ハ 造林および保育、家畜の放牧等のための国有林野の活用

(イ) 造林および保育のために活用する国有林野は、土地の性質等が人工林に適するものでなければならない。

(ロ) 家畜の放牧等のために活用する国有林野は、その地況、林況、位置その他の自然的・経済的諸条件からみて、国有林野の所在する地域の住民の家畜の放牧または養畜の業務のための採草と国の林業的利用との調整を図ることができるものでなければならない。

ニ 公用、公共用施設等のための国有林野の活用、公衆の保健のための国有林野の活用及び山村振興のための国有林野の活用

活用する国有林野は、当該活用に係る施設等の用途、規模、構造等並びに当該国有林野の地況、位置その他の自然的・経済的諸条件、当該国有林野の所在する地域の人口、産業、交通等の現状及び将来の見通し等を勘案して当該活用が合理的なものとなるような国有林野でなければならない。

(3) 自然公園の区域のうち特別地域に含まれない区域の内の国有林野につき、活用の適地の選定を行なおうとするときは、景観の保全その他自然公園の機能が著しく損なわれないようにしなければならないものとする。

2 国有林野の活用の手続き

(1) 国有林野の活用の申出の方法

- イ 国有林野の活用を希望する者は、その旨を関係森林管理署長（当該国有林野が森林管理署の支署の管轄区域内にある場合においては、森林管理署支署長。以下同じ。）を経由して森林管理局長（貸付け若しくは使用又は共用林野契約の締結の方法による国有林野の活用を希望する場合にあつては、森林管理署長）に申し出るものとする。
- ロ 農業構造の改善等のための国有林野の活用、林業構造の改善のための国有林野の活用又は家畜の放牧のための国有林野の活用（家畜の放牧であつて、これに要する費用の一部を国又は都道府県が補助するものに供することを目的とする国有林野の活用をいう。以下同じ。）を希望する者は、イにかかわらず、都道府県知事に当該活用に係る事業の実施等を申請する際に、あわせて国有林野の活用を希望する旨を申し出るものとする。都道府県知事（国が事業主体となる事業に係る国有林野の活用の場合にあつては、都道府県知事及び地方農政局長（北海道にあつては、北海道開発局長、沖縄県にあつては、沖縄総合事務局長））は、この申出を相当と認めるときは、当該活用について森林管理局長に協議するものとする。
- (2) 国有林野の活用の決定のための調査
- イ 森林管理局長又は森林管理署長は、国有林野の活用の申出又は協議を受けたときは、すみやかに必要な現地の調査を行うものとする。
- ロ イの調査が、農業構造の改善等のための国有林野の活用、林業構造の改善のための国有林野の活用又は家畜の放牧のための国有林野の活用に係るものであるときは、森林管理局長は、都道府県知事（国が事業主体となる事業に係る国有林野の活用の場合にあつては、都道府県知事及び地方農政局長（北海道にあつては、北海道開発局長、沖縄県にあつては、沖縄総合事務局長））と共同して、当該調査を行うものとする。
- (3) 国有林野管理審議会への諮問等
- イ 森林管理局長又は森林管理署長は、国有林野の活用を決定する場合には、当該活用が当該国有林野の所在する地域の住民の意向を尊重したものとなるよう、関係地方公共団体の意見の聴取その他適切な措置を講ずるものとする。
- ロ 森林管理局長は、国有林野の活用を決定する場合には、原則として、国有林野管理審議会の意見を聴かなければならないものとする。
- (4) 国有林野の活用の決定の通知
- イ 森林管理局長又は森林管理署長は、国有林野の活用の適否を決定したときは、すみやかにその旨を国有林野の活用を申出及び協議をした者に通知するものとする。
- ロ イの通知は、農業構造の改善等のための国有林野の活用、林業構造の改善のための国有林野の活用及び家畜の放牧のための国有林野の活用以外の国有林野の活用の場合にあつては、関係森林管理署長を通じて行うものとする。
- (5) 貸付け、売払い等の手続き
- イ 国有林野の活用の決定の通知を受けた者（(1)のロの協議をした都道府県知事を除く。）は、次に定める者に国有林野の貸付け、売払い等の申請を行ない、所要の手続きをとるものとする。
- (イ) 国有林野の貸付け若しくは使用又は共用林野契約の締結の場合にあつては、森林管理署長
- (ロ) 国有林野の交換、国有林野の売払い、国有林野の譲与若しくは所管換又は分収造林契約の締結の場合にあつては、森林管理局長
- ウ (1)のロの協議をした都道府県知事は、国有林野の活用の決定の通知を受けたときは、当該活用の申出をした者に、イに規定する手続きをとらせるものとする。

する。

第3 その他の国有林野の活用の実施に関する基本的事項

1 国有林野内の立木竹の取扱い

国有林野の活用は、当該国有林野内の立木竹を収去した後に行うものとする。

ただし、防風林、ひ陰林等国有林野の活用の目的に従って当該活用に係る土地を利用するために必要な立木竹及び利用期に達していない立木竹は、国有林野の活用を受ける者又は森林管理局長が適当と認める者に売り払うものとする。

2 土地又は立木竹の売払代金の延納

農業構造の改善等のための国有林野の活用、代替地のための国有林野の活用及び林業構造の改善のための国有林野の活用として土地又は立木竹の売払いをする場合において、当該売払代金が個人にあつては10万円（農地所有適格法人又は農事組合法人にあつては、当該売払代金を当該法人の構成戸数で除して得られた額が10万円）、団体にあつては50万円を超えるときは、その代金を一時に支払うことが困難であり、かつ、将来の納付が確実であると認められる者を対象として、法第7条の規定に基づき、次に定めるところにより延納の特約をすることができるものとする。

(1) 延納期限

売払いの日から25年以内において、農林水産大臣が売払代金の額に応じて定める期限とする。

(2) 担保の種類

次に掲げるものとする。

イ 土地および保険を附した建物

ロ 国債および地方債

ハ 森林管理局長が確実と認める金融機関その他の保証人の保証

ニ その他森林管理局長が確実と認めるもので、農林水産大臣の承認を受けたもの

(3) 延納利率

年5.5パーセントとする。

3 用途指定、買戻しの特約等

国有林野の活用（所管換または所属替によるものを除く。）を行なうに当たっては、当該活用に係る土地の利用が当該活用の目的に従って適正に行なわれるよう次に掲げる措置を講ずるものとする。

(1) 用途指定

国有林野の活用を行なう際には、次に定めるところにより、用途指定を行なうものとする。

イ 指定用途

国有林野の活用を受けた者が、当該活用に依る国有林野を供しなければならない用途を具体的に定める。

ロ 指定期日

国有林野の活用を受けた者が指定用途に供しなければならない期日として、相手方の事業計画、資金計画等からみて適当と認められる期日を定める。

ハ 指定期間

国有林野の活用を受けた者が指定用途に供しなければならない期間として、国有林野の交換、売払いまたは譲与を行なう場合にあつては、指定期日の翌日から

10年間（10年をこえて売払代金の延納を認める場合にあっては、当該延納期限までの期間）、国有林野の貸付け、使用等を行なう場合にあっては、指定期日の翌日からその貸付け、使用等の期間を定める。

(2) 買戻しの特約

イ 国有林野の売払いをする場合には、買戻期間を売払いの日から10年間とする買戻しの特約を附し、当該特約の登記を行なうものとする。

ロ 買戻しの特約には、次の内容を含むものとする。

国は、国有林野の活用を受けた者が指定期間満了の日までに用途指定に係る土地等につき、国の承認を得ないで次に掲げる場合の一に該当することとなつた場合（土地収用法（昭和26年法律第219号）その他の法律によつて、当該土地等が収用され、または使用された場合を除く。）には、買戻権の行使をすることができるものとする。

(イ) 指定期日までに指定用途に供しなかつた場合

(ロ) 指定期間中に指定用途に供しなくなつた場合

(ハ) 指定期間中に指定用途以外の用途に供した場合

(ニ) 地上権、質権、使用貸借による権利、貸借権その他の使用および収益を目的とする権利の設定をした場合

(ホ) 売買、贈与、交換、出資等による所有権の移転または所有権の移転を主たる目的とした合併をした場合

(3) 用途指定違反の事実を確認した場合には、違約金の徴収、買戻権の実行、貸付契約の解除等を行なうものとする。

(4) 用途指定義務の履行の確保

国有林野の活用を受けた者の用途指定義務の履行状況をは握し、用途指定違反を未然に防止するため、実地監査、報告の聴取等の必要な措置を講ずるものとする。